

4月の無料相談

※振替休日は除きます。

相談名	日 時	場 所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日 13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日 8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	11日(水) 13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	19日(木) 13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	13日(金) 13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	4日(水) 13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	18日(水) 13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	3日(火) 11日・18日(水) 13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日 13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日 9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日 8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日 9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日 9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日 10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日 9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 9:00~16:45 (第1・3水曜日は弁護士相談) (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日 9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	18日(水) 14:00~16:00	男女共同参画センター 研修室	結婚相談(県マリッジサポーター) 問い合わせはこども福祉課(☎内線2281)まで	
	21日(土) 15:30~16:30			
生活相談	毎週水曜日 13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日 11:00~15:40	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門的女性カウンセラー) ※予約制
	一般相談	14日(土) 10:00~15:00		
	一般相談	13日・27日(金) 13:00~16:00		家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

※ひきこもり専門相談、精神保健相談につきましては、4月の日程が未定のため、土浦保健所へお問い合わせください(☎821-5516)

消費生活センターより

架空請求詐欺にご注意！

消費生活センター(☎823-3928)

《相談事例1》

「総合消費料金未納分訴訟最終通告書」という表題のハガキが届いた。未納の消費料金について、訴状申し入れされたことを報告すると書いてある。連絡をしなければ、裁判所から呼び出し状が発行され、給料や財産の差し押さえなどの恐れがあるなどと書いてある。連絡を取った方がいいか。

《相談事例2》

携帯電話に、有料サイトの料金が未納だとメールが入った。「本日に連絡がない場合は法的措置に入る」と書いてあったので、連絡したら、「未納料金が30万円ある。今日までに支払えば、95%は返金される」と言われた。「コンビニで電子マネーを購入して支払うと言われたが、支払うべきか。」

《アドバイス》

ハガキやメールを無作為に送り付け、お金をだまし取る「架空請求詐欺」に関する相談が多く寄せられています。今回の2つの相談も「架空請求詐欺」と考えられます。法的措置や訴訟、差し押さえなどの言葉を使って不安にさせ、連絡をさせるのが第一の目的です。連絡をすると、相手に個人情報取得され、同時に相手のペースで話が進み、お金を支払ってしまふことになりかねません。また、「支払えば95パーセントは返金される」と言われ、安心して支払ってしまうケースもあります。支払ったお金は戻ってくることはありません。対処法は、絶対に連絡は取らず無視することです。不安な場合は消費生活センターに相談してください。